

三芳町立学校設置条例の一部を改正する条例

三芳町立学校設置条例（昭和45年三芳町条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。